

高齢者虐待防止のための指針

盛岡市医師会訪問看護ステーション

1 基本方針

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために必要な措置を講じなければならない。

盛岡市医師会訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)は、利用者の尊厳と人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の発生防止、早期発見、早期対応を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力行為等で利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任(ネグレスト)

利用者へ行うサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。また、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は拒絶的な対応、その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止のための具体的措置

事業所は、虐待及び虐待と疑われる事案(以下「虐待等」という。)の発生防止等に努める観点から「虐待防止検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(1) 虐待防止検討委員会の設置

① 委員会の運営責任者は管理者とする。当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」(以下「担当者」という。)となる。

② 委員会の委員は、職員全員とする。

- ③ 委員会は、定期的(年1回以上)かつ必要に応じて担当者が招集する。
- (2) 虐待防止検討委員会の協議事項
 - ①虐待防止のための職員研修の内容等に関する事。
 - ②虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事。
 - ③職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事。
 - ④虐待等が発生した場合、原因分析と再発防止策に関する事。
- (3) 職員研修の実施
 - ①職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等(適切な知識の普及・啓発)と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。
 - ②研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。
 - ③研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し保存する。

4 職員の責務

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日ごろから虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに市町村へ報告しなければならない。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1)虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2)緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1)利用者・利用者の家族等、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。
- (2)利用者の家庭内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (3)利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、担当者に報告し、担当者は速やかに市町村へ報告し早期解決につなげるよう努める。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付者は受け付けた内容を担当者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者に報告する。

8 成年後見制度の使用支援

成年後見制度の利用相談があった場合、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口を案内する等の支援を行う。

9 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、ホームページにも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

「高齢者虐待防止のための指針」に定める研修の他、外部機関により提供される研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう常に研鑽を図る。

付 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。